

令和 5 年

岩見沢市議会第 1 回定例会提案理由説明書

議案第 2 号

岩見沢市個人情報保護に関する法律施行条例の設定について

個人情報保護制度の官民一元化により個人情報の保護に関する法律の規定が岩見沢市の機関にも適用されることとなったことを受け、同法の施行に関する事項を条例で定めようとするものであります。

議案第 3 号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

地方公務員法の一部改正に伴い、定年を60歳から65歳に引き上げること、60歳を超える職員の給与の特例等に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部改正及び廃止を行おうとするものであります。

議案第 4 号

岩見沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

行政手続のオンライン化を推進するため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 5 号

岩見沢市手数料条例の一部改正について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正により、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度の創設、共同住宅等の外皮性能の評価単位の見直し等が行われたことに伴い、建築物の認定に係る手数料を北海道に準じて改定しようとするものであります。

議案第 6 号

岩見沢市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について

同審査会の委員の任期を2年から3年に延長しようとするものであります。

議案第 7 号

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令並びに民法等の一部改正に伴う関係府省令の整備に関する府省令の施行を受け、安全計画の策定等に関する規定の追加その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 8 号

岩見沢市へき地保育所条例の一部改正について

幌達布保育所を廃止するため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 9 号

岩見沢市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減基準額の改定、出産育児一時金の支給額の増額等を行おうとするものであります。

議案第 10 号

岩見沢市道路占用料条例の一部改正について

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を国道に準じて改定しようとするものであります。

議案第 11 号

岩見沢市水道事業給水条例の一部改正について

民法の一部改正に伴い、給水装置の工事の申込みに係る手続について所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 12 号

岩見沢市野外音楽ステージ条例の廃止について

施設の老朽化等に伴い、岩見沢市野外音楽ステージを廃止しようとするものであります。

議案第 1 3 号

市道路線の認定及び廃止について

市民生活における地域環境の向上を図るため、国営農業事業に係るほ場整備工事に伴い、北村 5 号線、東豊線及び北村 1 1 号線の認定及び廃止をしようとするものであります。

議案第 1 4 号

岩見沢市栗沢球場、岩見沢市栗沢テニスコート、岩見沢市栗沢パークゴルフ場及び岩見沢市栗沢 B & G 海洋センターの指定管理者の指定について

指定管理者として、特定非営利活動法人くりさわプロモーションクラブを指定しようとするものであります。

議案第 15 号

令和 5 年度岩見沢市一般会計予算について

歳出におきまして、人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費、物件費、補助費等、その他特別会計への繰出金、金融助成貸付金等に係る経費として、

歳出合計 466 億円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
一般財源として、

市税、地方譲与税、地方交付税、繰入金、市債等

274 億 62,805 千円を、

特定財源として、

国・道支出金、市債、分担金及び負担金、使用料及び手数料等

191 億 37,195 千円を

見込み、歳入合計 466 億円を

予定いたしまして、収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為につきましては、

合併処理浄化槽設置資金利子補給金のほか 9 事項に

13 億 8,311 千円を、

地方債の限度額につきましては、

市庁舎建設事業費のほか 15 事業に

27 億 46,900 千円を、
一時借入金 の 最高額 に つきましては、 120 億円を
予定いたしました。

また、歳出予算の流用の範囲につきましては、給料、職員
手当等及び共済費を予定いたしました。

議案第 16 号

令和 5 年度岩見沢市特別会計国民健康保険費予算について

歳出におきまして、

保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等に係る経費として、

歳出合計 87 億 41,905 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

国民健康保険料、道支出金、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 87 億 41,905 千円を

予定いたしました。

議案第 17 号

令和 5 年度岩見沢市特別会計公共用地等造成費予算について

歳出におきまして、
宅地分譲費、公債費、令和 4 年度に対する繰上充用金等として、

歳出合計 1 億 33,506 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
土地売却代金、貸地料及び一般会計繰入金を見込み、
歳入合計 1 億 33,506 千円を
予定いたしました。

また、一時借入金の最高額につきましては、
1 億 20,000 千円を
予定いたしました。

議案第 18 号

令和 5 年度岩見沢市特別会計公設卸売市場費予算について

歳出におきまして、

施設管理経費等に係る経費として、

歳出合計 38,293 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

市場収入、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 38,293 千円を

予定いたしました。

議案第 19 号

令和 5 年度岩見沢市特別会計高等学校費予算について

歳出におきまして、

学校管理経費、公債費等に係る経費として、

歳出合計 6 億 29,755 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

使用料及び手数料、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 6 億 29,755 千円を

予定いたしました。

また、地方債の限度額につきましては、

高等学校事業費に

57,600 千円を

予定いたしました。

議案第20号

令和5年度岩見沢市特別会計企業用地造成費予算について

歳出におきまして、
用地分譲費に係る経費として、
歳出合計 9,664千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
土地売却代金、貸地料等を見込み、
歳入合計 9,664千円を
予定いたしました。

議案第 2 1 号

令和 5 年度岩見沢市特別会計農業集落排水事業費予算について

歳出におきまして、
施設管理経費、公債費等に係る経費として、
歳出合計 1 億 4,747 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
使用料及び手数料、一般会計繰入金等を見込み、
歳入合計 1 億 4,747 千円を
予定いたしました。

また、債務負担行為につきましては、
処理場施設管理業務委託に
1 億 8,075 千円を、
地方債の限度額につきましては、
農業集落排水事業費に
12,000 千円を
予定いたしました。

議案第 2 2 号

令和 5 年度岩見沢市特別会計介護保険費予算について

保険事業勘定として、歳出におきまして、
保険給付費、地域支援事業費、事務費等に係る経費として、
歳出合計 92 億 65,356 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
介護保険料、国・道支出金、一般会計繰入金等を見込み、
歳入合計 92 億 65,356 千円を
予定いたしました。

また、歳出予算の流用の範囲につきましては、給料、職員
手当等及び共済費を予定いたしました。

介護サービス事業勘定として、歳出におきまして、
サービス事業費等に係る経費として、
歳出合計 5,940 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
サービス収入等を見込み、
歳入合計 5,940 千円を
予定いたしました。

議案第 2 3 号

令和 5 年度岩見沢市特別会計後期高齢者医療費予算について

歳出におきまして、

後期高齢者医療広域連合納付金、保険料還付金、事務費等に係る経費として、

歳出合計 15 億 33,834 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 15 億 33,834 千円を

予定いたしました。

議案第 2 4 号

令和 5 年度岩見沢市病院事業会計予算について

業務の予定量におきまして、
入院の年間患者数 129,700 人、外来の年間患者数 201,331 人
を予定し、主な建設改良事業として、新市立総合病院建設事
業及び医療機械器具等整備事業を予定いたしました。

収益的収入におきましては、医業収益、医業外収益等

127 億 90,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、職員給与費、診療に要する材料
費及び諸経費、企業債の償還利息等

133 億 5,000 千円を

計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、修学資金貸付
返還金等

5 億 21,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等

13 億 15,000 千円を

予定し、

収入に対して不足する額

7 億 94,000 千円は、

損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、院舎等警備・管理業務委託等に 2億49,580千円を、
企業債の限度額につきましては、医療機械器具等整備事業等に 4億22,700千円を
予定し、
議会の議決を経なければ流用することのできない経費として
職員給与費及び交際費で 61億11,184千円を
予定いたしました。

また、一般会計からの補助金につきましては、
1億51,202千円を、
たな卸資産の購入限度額につきましては、
31億28,322千円を、
さらに、重要な資産の取得として、医事会計システムを予定
いたしました。

議案第 25 号

令和 5 年度岩見沢市水道事業会計予算について

業務の予定量におきまして、
給水戸数 42,524 戸、年間総配水量 8,610,000 立方メートルを
予定し、主な建設改良事業として、送水管・配水管整備事業
を予定いたしました。

収益的収入におきましては、給水収益、水道加入金等

22 億 28,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、維持管理費、企業債の償還利息等

19 億 53,000 千円を

計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、工事負担金等

5 億 19,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等

15 億 14,000 千円を

予定し、

収入に対して不足する額

9 億 95,000 千円は、

損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、配水場施設等管理業務委託等に

5億53,400千円を、

企業債の限度額につきましては、建設改良事業に

4億40,000千円を、

一時借入金の限度額につきましては、5億円を

予定し、

予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、「消費税及び地方消費税に不足が生じた場合」と定め、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費で

1億42,332千円を

予定いたしました。

また、一般会計からの補助金につきましては、

1億83,000千円を、

たな卸資産の購入限度額につきましては、

456千円を

予定いたしました。

議案第26号

令和5年度岩見沢市下水道事業会計予算について

業務の予定量におきまして、
年間処理水量 11,104,000 立方メートル、水洗化戸数
36,340 戸を予定し、主な建設改良事業として、下水道築造事
業を予定いたしました。

収益的収入におきましては、下水道使用料、一般会計負担
金等 26 億 46,000 千円を
見込み、

一方、支出におきましては、維持管理費、企業債の償還利息等
24 億 78,000 千円を
計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、国庫補助金等
7 億 52,000 千円を
見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等
14 億 25,000 千円を
予定し、

収入に対して不足する額 6 億 73,000 千円は、
損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、汚泥等搬出処理処分業務等
などに

17億26,248千円を、

企業債の限度額につきましては、建設改良事業等に

2億90,400千円を、

一時借入金の限度額につきましては、

5億円を

予定し、

予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、「消費税及び地方消費税に不足が生じた場合」と定め、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費で

67,046千円を

予定いたしました。

議案第 27 号

令和 4 年度岩見沢市一般会計補正予算について(第 12 号)

歳出におきまして、国の補正予算における経済対策の実行に係る事業及びその他の事業全般にわたり、所要額を補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、国・道支出金、基金繰入金、市債等を見込み、
歳入歳出それぞれ 12 億 66,241 千円を
追加することといたしました。

繰越明許費につきましては、出産・子育て応援事業について変更を、高度情報通信基盤整備事業のほか 7 事業について追加をすることといたしました。

債務負担行為につきましては、合併処理浄化槽設置資金利子補給金のほか 2 事項について変更を、市立図書館冷暖房設備修繕について追加をすることといたしました。

地方債につきましては、高度情報通信基盤整備事業費のほか 4 事業について変更することといたしました。

議案第28号

令和4年度岩見沢市特別会計高等学校費補正予算について（第3号）

歳出におきまして、学校管理費に係る所要額について補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、一般会計繰入金、国庫支出金並びに使用料及び手数料を見込み、

歳入歳出それぞれ 10,569千円を

減額することといたしました。

繰越明許費につきましては、学校管理事業について設定することといたしました。

